

## (1) 試験の目的

- ・「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月施行
- ・小型家電には銅、貴金属、レアメタルなどの希少資源が含まれている。
- ・拠点を5か所程度定めた中で、回収数量、回収品目、回収重量を調査することにより、本格実施に向けた、拠点箇所数、回収頻度、回収体制等について検討する。

## (2) 実施内容について

### ア 設置場所(拠点)

かんきょう庵、東公民館、総合福祉センター、栄庁舎、下田庁舎(5か所)

### イ 回収開始日

7月1日(火)から当分の間

### ウ 回収品目

電気・電池で動く小型の家電製品



携帯電話・PHS、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD・MDプレーヤー、ゲーム機、ICレコーダ、リモコン、電卓、電子手帳、電気かみそり、電話機、ACアダプター、電気照明器具、電子体温計、電気工具など

# 小型家電拠点回収の試験実施について

## (2)実施内容について

但し、以下の品目以外

家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)、電池、電球、蛍光灯、電子ライター、事業者がごみとして出す使用済小型家電

### エ 回収方法

週1回程度

### オ 回収品目の調査

回収品目の数量及び重量調査を実施

### カ 回収実績

7月 重量140kg 品目数146個



回収ボックスの投入口の大きさ  
概ね 縦15cm、横35cm